資料

第8回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ

3-(1)

特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施について (厚生労働省健康局長及び保険局長通知案)

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条に規定する特定保健指導においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第7条第1項第1号及び第8条第1項第1号において、面接による指導の下に行動計画を策定することとされているところである。

今般、特定保健指導において情報通信技術を活用して面接による指導を行うことについて、下記のとおりとするので、御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、対応に遺漏なきようお願いする。

記

1 特定保健指導における情報通信技術を活用した初回面接の位置づけ

特定保健指導における初回面接(実施基準第7条第1項第1号及び第8条第1項第1号に規定する面接をいう。以下同じ。)は、特定保健指導対象者を生活習慣改善に向けた行動に向かわせるための重要な機会であり、直接会って対面で行うことが原則である。しかしながら、特定保健指導対象者の利便と保険者による事業実施方法の多様化を図る観点から、情報通信技術を活用した初回面接を行うことを可能とするとともに、国において情報通信技術を活用した初回面接の効果の更なる検証を進めるため、結果の報告

2 情報通信技術を活用した初回面接の対象となる支援の内容

初回面接の支援形態は、実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生 労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成20年厚生労働省告示第9号。以下「実 施方法告示」という。)第1の2(3)キ(同告示第2の2(8)において留意すると される場合を含む。)において、個別支援又はグループ支援とされているが、情報通信 技術を活用した初回面接は、個別支援の場合のみについて可能とすることとする。

3 情報通信技術を活用した初回面接の報告

を求めるものとする。

保険者は、情報通信技術を活用した初回面接を行うときは、次の(1)及び(2)を 満たすこととする。

(1) 年度ごとに、別添様式1により、情報通信技術を活用した初回面接の利用者の 見込み数及び使用するシステムの仕様等について記載した実施計画書を厚生労働 省あてにあらかじめ提出すること。

- (2) 終了後、別添様式2により、当該保険者における特定保健指導利用者に係る情報を記載した実績報告書を、厚生労働省あてに提出すること。
- 4 情報通信技術を活用した初回面接の実施に当たっての留意事項
 - (1) 実施方法告示第1の2(3) キにおいて、個別支援は一人当たり20分以上行うこととされているが、情報通信技術を活用した初回面接は、意思疎通に一定の時間を要すること等を勘案し、30分以上行うこと。
 - (2) 特定保健指導における初回面接以外の支援を情報通信技術を活用して行うときは、現行通り電話支援として取り扱うこと。
 - (3) 特定保健指導対象者が、情報通信技術を活用した初回面接の進め方及び制約並びに実績報告書を厚生労働省あてに提出することについて十分に理解した上で、情報通信技術を活用した初回面接の利用を希望していることを、確認すること。
 - (4) 厚生労働省が行う、情報通信技術を活用した初回面接の効果の更なる検証のための作業に、協力すること。

番 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働省健康局長

殿

保険局長

保 険 者 名 保険者番号

平成〇〇年度特定健診による特定保健指導における ICTを活用した初回面接実施計画書

「・・・・・・・」(平成25年〇月〇日〇発〇〇〇〇第〇号)に基づき、 平成〇〇年度に実施した特定健診による特定保健指導におけるICTを活用した初 回面接を次のとおり実施するので実施計画を届け出ます。

記

- 1. 特定保健指導を行う医療保険者(委託先事業者)の概要
- 2. 遠隔保健指導の導入理由
- 3. 想定される対象人数
- 4. 遠隔保健指導の実施のため使用したシステムの仕様
- 5. 遠隔保健指導対象者へ実施する特定保健指導の概要

1. 特定保健指導を行う医療保険者(委託先事業者)の概要

機関名		
所在地	(郵便番号)	
	(住所)	
電話番号		
FAX番号		
窓口となるメールアドレス		
ホームページ		
経営主体		
開設者名		
管理者名		
保健指導	業務の統括者名	

2. 遠隔保健指導の導入理由

3. 想定される対象人数

項目	人数
特定保健指導全体数	人
遠隔保健指導対象者数	人
うち動機づけ支援対象者数	人
うち積極的支援対象者数	人
対面による保健指導対象者数	人
うち動機づけ支援対象者数	人
うち積極的支援対象者数	人

※当該年度の特定健診に基づく、特定保健指導対象者数を記載して下さい。

1	遠隔保健指導の実施のため使用したシステムの仕様(「ICTを活用した特定係 皆導の実施の手引き」に沿って遠隔保健指導を実施していることがわかるよう記 して下さい。)	
	_	
1	遠隔保健指導対象者へ実施する特定保健指導の概要(「ICTを活用した特定係 指導の実施の手引き」に沿って遠隔保健指導を実施していることがわかるよう記 して下さい。)	
1	旨導の実施の手引き」に沿って遠隔保健指導を実施していることがわかるよう 詞	
1	皆導の実施の手引き」に沿って遠隔保健指導を実施していることがわかるよう記して下さい。)	
1	指導の実施の手引き」に沿って遠隔保健指導を実施していることがわかるよう記して下さい。)	
1	指導の実施の手引き」に沿って遠隔保健指導を実施していることがわかるよう記して下さい。)	

番 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働省健康局長

殿

保険局長

保 険 者 名 保険者番号

平成〇〇年度特定健診による特定保健指導における ICTを活用した初回面接実績報告書

「・・・・・・・」(平成25年〇月〇日〇発〇〇〇〇第〇号)に基づき、平成〇〇年〇月〇日付けで実施計画書を提出した平成〇〇年度に実施した特定健診による特定保健指導におけるICTを活用した初回面接について、次のとおり、実績報告書を提出します。

記

- 1. 特定保健指導評価対象者数及び実施者数
- 2. 特定健康診査受診者数並びに特定保健指導終了者数及び脱落者数
- 3. 遠隔保健指導の実施のため使用したシステムの仕様
- 4. 遠隔保健指導対象者へ実施した特定保健指導の概要
- 5. 「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(平成 20 年保発第 0710003 号厚生労働省保険局長通知) において提出対象となっている特定健診・保健指導情報ファイル(別添 1)
- 6. 受診者(利用者)情報整理用番号ごとに特定保健指導の初回面接が対面か I C T 活用かが突合できる資料(別添2)

1. 特定保健指導評価対象者数及び実施者数

項目	人	数
特定保健指導 評価対象者数		人
特定保健指導 実施者数		人
うち動機付け支援 実施者数		人
うち積極的支援 実施者数		人

2. 特定健康診査受診率並びに特定保健指導終了率及び脱落率

(1)特定健康診査

	対象者数	受診者数 (※1)	特定健康診査受診率
特定健康診査	人	人	%

(※1)特定健康診査対象者数のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第1条第1項各号に定める項目の全てを実施した者の数。

(2) 特定保健指導(動機付け支援)

	評価対象者数	実施者数	終了者数(※2)	脱落者数
特定保健指導	人	人	人	人
直接会って行う		1	1	1
初回面接		A		
ICTを活用		1		
した遠隔面接		^	^	^

(※2)特定保健指導(動機付け支援)の対象者のうち、実施基準第8条第1項及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号)第2に規定された内容及び方法等により動機付け支援を実施し終えた者の数。

(3)特定保健指導(積極的支援)

	評価対象者数	実施者数	終了者数(※3)	脱落者数
特定保健指導	人	人	人	人
直接会って行う				
初回面接		^		_
ICTを活用		1	1	
した遠隔面接		^	_	_

- (※3)特定保健指導(積極的支援)の対象者のうち、実施基準第8条第1項及び 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第 1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年 厚生労働省告示第91号)第2に規定された内容及び方法等により積極的支援を 実施し終えた者の数。
- 3. 遠隔保健指導の実施のため使用したシステムの仕様(実施計画書からの主な変更点を記載して下さい。)

L	 	 	 	 	
L	 	 	 	 	
L	 	 	 	 	
[

4. 遠隔保健指導対象者へ実施する特定保健指導の概要(実施計画書からの主な変更

点を記載して下さい。)